

役員選挙管理規程

公益社団法人全国助産師教育協議会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第15条に規定される役員の選任につき、その候補者選出のための選挙に関する手続きを定めたものである。

(正会員の倫理)

第2条 正会員は、本規程を遵守し、公正なる選挙を行うよう努めなければならない。

第2章 役員選挙の実施

(役員選挙の実施)

第3条 役員選挙は、第11条に定める選挙管理委員会(以下「委員会」という。)において実施する。

(公示)

第4条 本法人役員選挙における必要事項を全正会員に周知させるため、選挙投票開始の1ヶ月前までに委員会より正会員に公示する。

2 公示方法は、正会員宛文書若しくは電子メールでの通知、本法人ホームページ上への公開などによって行う。

3 公示内容は以下のとおりとする。

- (1) 選挙を実施する役員の種類及び定数
- (2) 立候補の要件並びに必要提出書類
- (3) 立候補受付期間
- (4) 選挙・投票の方法
- (5) 投票期間
- (6) 選挙結果の広報方法

(候補者の資格)

第5条 役員選挙における候補者は、代表者名簿に記載された本法人正会員でなければならない。

2 役員候補者は、正会員3名以上の推薦を受けた者及び次条に定める選挙地区より推薦された者とする。

3 次の各号に該当する者は、立候補資格を有しない。

- (1) 役員選挙の投票締切日現在、本法人正会員になり1年を経過していない者
- (2) 役員選挙を実施する年度の9月30日において会費の未納がある者

(選挙地区)

第6条 前条の選挙地区の区分けは、以下のとおりとする。

地区名	該当都道府県名
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東・甲信越	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、新潟
東京	東京
中部	静岡、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2 各選挙地区からは、理事又は監事(監事の選挙を行う年度に限る)の1名以上の立候補者を推薦しなくてはならない。

(立候補の届出)

第7条 役員選挙に立候補しようとする者は、委員会が別に定める書式に必要事項を記載し、以下の書類を添えて、当該選挙の告示の届出期間内に委員会に届出なければならない。

立候補形態	添付書類
選挙地区の推薦	選挙地区長の推薦状
自薦による立候補	3名以上の正会員からの推薦状

2 前項の届出が適正に行われていない場合、委員会は本届出の受理を拒否することができる。

3 立候補者届出締切日までに候補者の届出が必要定数に達しなかったり、本法人の運営に支障をきたす恐れがある時は、理事会において理事及び監事(監事の選挙を行う年度に限る)を推薦することができる。

(立候補者名簿の作成)

第8条 委員会は、届出のあった立候補届出書に基づき、立候補者名簿を作成する。

(立候補の辞退)

第9条 立候補届出後に辞退する場合には、指定された期日までに、候補者本人が署名した立候補辞退届を、委員会に提出しなければならない。

(立候補者等の責務)

第10条 役員選挙に当たっては、立候補者及び会員は本法人の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

第3章 委員会

(委員会の設置)

第 11 条 役員の選挙を公正かつ迅速に行うため、委員会を設置し、役員選出に関する諸業務を行う。

(選挙の事務及び管理)

第 12 条 役員選挙の事務及び管理は、委員会において、中立公正に執行する。

2 委員会は、5 名の選挙管理委員(以下「委員」とする。)をもって組織する。ただし、委員は立候補者又は推薦人を兼ねることができない。

3 委員の選出は、理事会が、正会員である機関会員の社員権行使担当者又は助産師教育関係者及び有識者の中から行い、委嘱する。

4 委員の互選により委員長を決める。委員長は委員会を代表し、その事務を総理する。

5 委員の任期は、次期改選の時までの 2 年とする。

(委員会の業務)

第 13 条 委員会は、次の業務を執行する。

- (1) 役員選挙の告知
- (2) 役員立候補に関する届出の受付と審査
- (3) 選挙・投票方法の決定
- (4) 選挙結果の広報と年次総会での報告

第 4 章 役員の定数及び選出

(役員の定数)

第 14 条 定款第 14 条により、理事は 5 名以上 10 名以内、監事は 2 名以内を選出する。

(投票)

第 15 条 投票は、選挙期日期間内に委員会へ投票用紙を送付する。この場合、連記無記名投票により、投票用紙へ記載する数は選出する定数以内でなければならない。

(不在投票)

第 16 条 やむを得ない事由のため、選挙期間中に投票ができない会員は、所定の手続きにより不在者投票を行うことができる。

(開票)

第 17 条 開票は、特別の場合を除き、委員会が定めた日時及び場所において行う。

2 開票管理人は、委員長を持ってこれにあてる。

3 開票立会人は、委員会の定める委員 3 名以上を持ってこれにあてる。

(無効投票)

第 18 条 次の投票はこれを無効とする。

- (1) 委員会所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 被選挙人以外の氏名を記載したもの

- (3) 被選挙人氏名の記載のないもの
- (4) 選出定数を超過して連記されているもの
- (5) ペンネームを記載したもの
- (6) 印書又は印刷によるもの
- (7) 指定の期日を越えて到着したもの
- (8) 記入の確認が困難なもの

(当選者及び補欠)

第 19 条 開票の結果、選出投票数の多い者から定員の上限まで当選者とする。

2 候補者の数が定員以下のときは、無投票で立候補者全員を当選とする。

3 最下位に同数の得票者が数名おり、理事の定数を超えるときは、生年月日の早い者をもって当選者とする。

4 理事及び監事に欠員を生じた場合にそなえて、それぞれの次点者を補欠として選出する。

(選挙記録の保存)

第 20 条 委員会は、開票管理人及び開票立会人が署名した当該理事選挙に関する記録を作成し、証拠書類とともに 2 年間保存しなければならない。

(当選者及び補欠者)

第 21 条 第 19 条の当選者及び補欠者は定時社員総会において承認を受けることで、当選者は理事及び監事に選任され就任する。補欠者は理事又は監事の任期中に欠員を生じたときは、その任期まで理事又は監事に就任する。

第 5 章 雑則

(規定の変更及び改廃)

第 22 条 本規程は、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければ、変更及び改廃できない。